

．法令解釈指針・事例

2．個人情報取扱事業者の義務等

(3) 個人データの管理（法第19条～第22条関連）

1) データ内容の正確性の確保（法第19条関連）

法第19条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない（1.(4) 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。）

この場合、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。